

地独評委第4号

平成21年11月27日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 犬塚 貴



意見書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターに係る中期目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添（案）のとおりとすることが適当である。

地独評委第4号の2

平成21年11月27日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴



意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る中期目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

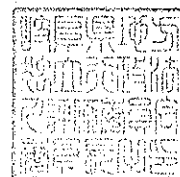
記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添（案）のとおりとすることが適当である。

地独評委第4号の3
平成21年11月27日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴



意見書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院に係る中期目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添（案）のとおりとすることが適当である。

地独評委第4号の4
平成21年11月27日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会
委員長 犬塚 貴



意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学に係る中期目標について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく当委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定に基づく中期目標については、別添（案）のとおりとすることが適当である。